

第二種奨学金（海外）予約

2026年度に海外の大学院に進学予定の

貸与奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- ・この冊子では、返還の必要がある奨学金（借入金）の制度について、予約採用（進学する前の申込み）を前提として説明しています。
- ・海外大学院進学後に奨学金の貸与を申し込む場合は、在学採用者向けの「貸与奨学金案内」を参照してください。
- ・第1部「奨学金制度」及び第2部「奨学金の手続き」を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合は、第3部「申込手続きと提出書類」に従って申込手続きを進めてください。

2025年7月1日

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
あなた本人が、将来返還していく義務を負います。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先送りする制度等があります。

進学前には振り込まれません

奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる「入学金」等には利用できません。

目次

第1部 奨学金制度

1 奨学金の種類	3	6 保証制度	8
2 海外大学院予約採用の貸与対象校	4	7 利率と利子	9
3 申込資格	5	8 返還期間と返還額	10
4 選考基準（学力基準・家計基準）	6	9 返還が難しいとき	11
5 奨学金の貸与方法	7	10 個人情報情報の登録と利用等についての同意	13

第2部 奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ	15	資料1 奨学金の返還例	21
2 採用候補者決定後の手続き	16	資料2 第二種奨学金（海外）の保証制度の仕組み	21
3 進学後の手続き	17	資料3 保証料（目安）	22
4 奨学金貸与中～返還中の手続き	19	資料4 保証委託約款	23

第3部 申込手続きと提出書類

1 選択・選任事項	24	6 【様式D】「収入関係証明書類提出台紙」の作成と収入に関する書類	31
2 申込手続きの流れ	24	7 【様式E】「年収等の実績計算書」の記入例	33
3 必要書類	25	8 【様式A】「提出書類一覧表」の作成	34
4 【様式B】「確認書」の作成・記入例	26		
5 【様式C】「申込書」の記入例	28		

本冊子の用語

あなた	奨学金に申し込む学生本人	JASSO	日本学生支援機構
予約採用	進学前に募集する採用方式	在学採用	進学後に募集する採用方式
国内の学校	専修学校（専門課程）、高等専門学校、短期大学、大学、大学院		
採用候補者	予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人		

第1部

奨学金制度

1 奨学金の種類

1 奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法		貸与期間
第二種奨学金（海外）	利子あり	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み	学位取得のための入学年月から在籍学校の最短修業年限の終期まで
入学時特別増額貸与奨学金	利子あり	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込み（入学前の振込みなし）	（1回の振込みで終了）



入学時特別増額貸与奨学金を単独で利用することはできません。

2 貸与金額

第二種奨学金（海外）、入学時特別増額貸与奨学金とも、5種類の金額から選択できます。

奨学金の種類	貸与金額
第二種奨学金（海外）	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円



- ・第二種奨学金（海外）及び入学時特別増額貸与奨学金は、人的保証に加えて、機関保証制度への加入が必須のため、振込額は、貸与金額から一定の「機関保証料」を差し引いた金額となります（22ページ参照）。
- ・申込みの前に、JASSOのホームページで貸与額と返還額のシミュレーションをしてみましょう（最終ページ参照）。最新の利率をJASSOホームページに掲載しています。シミュレーションを行う際の参考にしてください。

他の奨学金との併用

JASSOでは、他の奨学金との併用を認めています。ただし、相手方が認めていない場合がありますので、該当団体に確認してください。

2 海外大学院予約採用の貸与対象校

予約採用により採用候補者となった人が進学して奨学金の貸与を受けられる学校・課程は次の表のとおりです。進学先の大学院への合格が確定していない場合も、申込みできます。

大学院修士課程	正規の課程（学位取得課程）に進学する必要があります。 学位とは、修士課程では Master's Degree（修士号）のことです。
大学院博士課程	正規の課程（学位取得課程）に進学する必要があります。 学位とは、博士課程では Doctor's Degree（博士号）のことです。



- ・学位取得を目的としない留学は対象となりません。
- ・プレマスターコース、大学院入学準備コース等は、学位取得課程進学にあたり進学者全員が履修必須であり、かつ正規課程の単位が付与される場合以外は対象となりません。
- ・入学資格が高等学校等卒業である「学部・修士一貫制コース」は、学部相当として扱います。第二種奨学金（海外）大学等に申込みをしてください。
- ・語学学校、専門学校、職業訓練校、海外の大学院の日本校（以下を除く）は対象外です。

本奨学金の貸与を受けられる海外大学院の日本校は次の表のとおりです。

(令和7年3月10日時点)

海外大学院の日本校	○テンプル大学ジャパンキャンパス ○マギル大学ジャパン ○暨南大学日本学院 ○レイクランド大学ジャパン・キャンパス
-----------	--



上記の海外大学院の日本校及び国際連合大学については、本冊子で説明している第二種奨学金（海外）により申込みをしてください。国内奨学金の対象にはなりません。

3 申込資格

国内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程から、**2026年度に海外の大学院へ進学**（入学又は編入学）を希望している人で、下表のいずれかに該当する人。

申込資格	進学時期・進学先
2026年3月末に国内の大学、大学院修士課程、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業（修了）予定の人、又は申込時、卒業（修了）後2年以内の人	2026年度（2026年4月～2027年3月）に海外の大学院修士課程又は博士課程の本課程に入学又は編入学が見込まれる人
海外の大学を卒業予定の人、又は申込時、卒業後2年以内の人	2026年度（2026年4月～2027年3月）に海外の大学院修士課程の本課程に入学が見込まれる人
2026年3月末に国内の大学院博士課程を修了予定の人、又は申込時、修了後2年以内の人	2026年度（2026年4月～2027年3月）に海外の大学院博士課程の本課程に入学又は編入学が見込まれる人



- ※2026年3月に国内の学校を卒業見込でかつ、留学先国の教育制度により、2026年1～3月に新年度開始となる予定の人も含まれます。なお、貸与始期は2026年4月となります。
- ・海外大学院への進学時、国内の学校でJASSOの第二種奨学金を利用していないことが必要です。
- ・奨学金の借り過ぎを防止するため、過去に同じ区分の学校（修士課程・博士課程）で第二種奨学金の貸与を受けたことがある場合、進学先の海外大学院における貸与期間が制限されたり、申込みできなかつたりすることがあります。なお、所定の要件を満たす場合に限り、各々の学校区分において1回限り、在籍する学校の修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳しくは、学校に確認してください。
- ・奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金について以下の状態にあることが判明したときは、不採用又は採用を取り消される場合があります。
 - ア) 返還誓約書が未提出である場合
 - イ) 奨学金の返還を延滞している場合
 - ウ) 代位弁済が行われた場合
 - エ) 債務整理中の場合
 上記ア) 又はイ) の状態にある場合は、新たに奨学金を申し込むためには速やかに必要な手続きを行うことが必要です。上記ウ) 又はエ) の場合は、新たに奨学金を申し込む資格はありません。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は下表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

国籍	在留資格（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	⇒ ・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの（いずれか1点）
	家族滞在（※5）	⇒ 上記の書類に加えて ・「出入国記録の写し」（原本）（※6） ・【様式F】在留資格「家族滞在」に係る申告書
	上記以外（留学等）	⇒ 申込資格がありません（※7）

- （※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- （※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。
- （※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。
- （※4） 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。
- （※5） 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。
- （※6） ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。
- （※7） 申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

4 選考基準（学力基準・家計基準）

国内の学校は、奨学金を希望する人のうち、JASSOが定める学力基準を満たす人を推薦します。

JASSOは、推薦された人が学力・家計等の基準を満たすことを審査し、基準を満たす人全員を採用候補者として決定します。

1 学力基準

海外大学院	学力基準
大学院 修士課程	次の①、②のいずれかに該当すること。 ①大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は外国の大学の学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができることと認められること。 ②海外の大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
大学院 博士課程	次の①、②のいずれかに該当すること。 ①大学、大学院の学習成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を備えて活動することができることと認められること。 ②海外の大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

2 家計基準

申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）について、次の基準に該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

奨学金	家計基準（※1）
第二種奨学金（海外）	申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）の貸与額算定基準額（※2）が収入基準額以下であること 収入基準額 修士課程 155,300円（目安年収 536万円） 博士課程 229,800円（目安年収 718万円）

（※1）収入については、**2024年（1月～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。**

（※2）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切り捨て）。

$$\text{貸与額算定基準額}^{\star 1} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{\star 2}$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります（以下の例外を除く）。

- ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。

入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を**申込み等したものの利用できなかった世帯**の学生に貸与します。



- ・ 予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
- ・ 「国の教育ローン」と「入学時特別増額貸与奨学金」を併願する場合、「国の教育ローン」が採用されたら、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退していただくこととなります。

進学前の特例措置について

申込者本人が進学のために進学前1年以内に離職または無給休職することにより収入の減少が見込まれる場合は、以下の特例措置を適用し、所得の判定を行います。

1. 進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置適用の趣旨

申込者本人（申込者本人に配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）の住民税情報により判定を行います。

その際、貸与額算定基準額は、海外の大学院へ進学する前年度（2025年度）の住民税情報（2024年1月～12月の年収を基に課されます）に基づいて算定するため、申込者本人が進学に伴い離職または無給休職することにより収入の減少が見込まれる場合に、実態との乖離が生じることとなります。

このため、海外の大学院に進学する年月日の1年前から前日までに離職または無給休職した（する予定の）申込者本人の所得を選考に算入しない特例措置を適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、当該特例措置の適用の認定を受けても、申込者本人に配偶者がいる場合は配偶者の所得の状況等により、不採用となる場合もあるため、あらかじめご承知おきください。

2. 特例措置適用の対象者

以下(1)～(3)のいずれにも該当する申込者本人を対象とします。

- (1) 2026年度（令和8年度）第二種奨学金（海外）大学院予約採用に申込みをされる方。
- (2) 2025年度（2024年1月～12月分）の住民税情報で給与所得があり、住民税が課税されている方。
- (3) 2026年度（令和8年度）に海外の大学院へ進学し、進学する年月日の1年前から前日までに離職または無給休職した（する予定の）方。

3. 申請方法・提出期限

上記2の対象者に該当し、特例措置適用を希望する場合は、第二種奨学金（海外）大学院予約採用申請時に、「【様式G】進学前の特例措置に係る申請書（予約）」を併せて提出してください。

特例措置適用の対象となった方は、採用候補者決定時の通知でお知らせします。当該対象者は、進学届提出時に併せて「離職証明書」又は「無給休職証明書」等を提出してください。

5 奨学金の貸与方法

1 奨学金の貸与方法

奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店は利用できます。	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座

【奨学金振込日】

初回振込日は海外大学院へ進学後、「進学届」の提出時期によります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・初回振込月に入学月からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月11日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

(※) 上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

6 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには「**機関保証制度**」に加え、「**人的保証制度**」への両方の加入が必要となります。いずれかの制度を選択することはできません。これらの保証を受けた場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことになります。

1 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには一定の保証料の支払いが必要となり、**毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます**（保証料は、奨学生として採用された時に交付する「奨学生証」でお知らせします）。

このほか、JASSO があなたと連絡が取れない場合にあなたの住所や電話番号等を照会する「**本人以外の連絡先（国内連絡者）**」となる人を指定する必要があります。



機関保証制度の詳細・保証料の目安については 21 ～ 22 ページをご覧ください。

本人以外の連絡先（国内連絡者）

あなたが海外の大学院に進学した後の奨学金の手続きは、全て国内連絡者を通じて行います。**国内連絡者は、原則として、人的保証において連帯保証人（原則として、父又は母）となる予定の人を選任してください。**

2 人的保証制度

人的保証制度とは、JASSOが定める選任条件を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について**連帯保証人及び保証人**を引き受けてもらう制度です。



- ・進学後「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。
- ・連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たせなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。

【連帯保証人・保証人の役割と選任条件】 次の条件を全て満たす連帯保証人・保証人を選任する必要があります。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば・兄弟姉妹】
【役割】 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しない時は、その全額について返還をしなければなりません。	【役割】 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。 ※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。
【選任条件】 あなたの父母 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族（※）	【選任条件】 次の条件のすべてを満たす人 ① 父母以外の人 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人 ③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人 ④ 4親等以内の親族（※） ⑤ 採用時に65歳未満の人（※）
連帯保証人・保証人共通の条件	① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ③ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

（※）これらの条件を満たさない場合でも、次ページの【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

（※）配偶者の父母を保証人に選任する場合は、【代替要件】を満たす必要があります。

【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」（選任条件）、保証人については「4親等以内の親族」（選任条件④）の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

なお、保証人について「採用時に65歳未満の人」（選任条件⑤）の条件だけを満たさない場合は、「返還誓約書」提出時に、本人の署名及び、連帯保証人が署名・押印した「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。

貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件

	返還保証書区分	条件	証明書類（すべてコピー可）
A	I	給与所得者：年間収入金額 \geq 320 万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
		給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220 万円	所得証明書、確定申告書の控え（注2）
B	II	預貯金残高 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）	預貯金残高証明書、取引残高報告書（評価額のわかるもの）（注3）
C	II	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）	固定資産評価証明書（注3）（注4）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

（注3）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

（注4）固定資産評価証明書に併せて「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出が必要です。ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要です。

上記のA～Cを組み合わせると貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	返還保証書区分	条件
A + B	III	年間収入（注5） + （預貯金残高 \div 16年（注6）） \geq 320万円（注7）
A + C	III	年間収入（注5） + （固定資産の評価額 \div 16年（注6）） \geq 320万円（注7）
B + C	II	預貯金残高 + 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の3分の1）
A + B + C	III	年間収入（注5） + （預貯金残高 + 固定資産の評価額） \div 16年（注6） \geq 320万円（注7）

（注5）「年間収入」は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は「年間所得」となります。

（注6）16年は平均返還予定年数。

（注7）320万円は、給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で、給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

7 利率と利子

第二種奨学金（海外）及び入学時特別増額貸与奨学金は、選択した「利率の算定方法」に従って奨学金の貸与終了時に決定した利率に基づく利子が発生します。ただし、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

1 利率の算定方法

次の2つのいずれか1つを申込時に選択します。

利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。 将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。 将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。



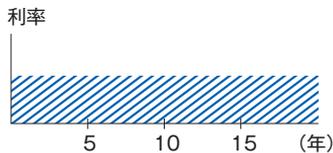
申込時に選択した利率の算定方法は、進学時に提出する「進学届」で変更できます。また、貸与中の一定期間まで変更できます。

2 利率

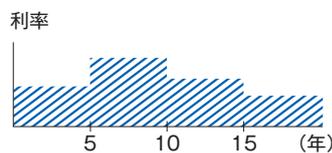
利率は、JASSOが奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率（※）が適用されます。ただし、**年3.0%が上限**であり、年3.0%を超えることはありません。（参考：2025年3月に貸与終了となった人の利率：固定→年1.641%、見直し→年1.100%）

（※）「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せてJASSOが債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます。

利率固定方式



利率見直し方式



最新の利率について ▶ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu/2007ikou.html

3 入学時特別増額貸与奨学金を受けた場合の利率

入学時特別増額貸与奨学金（増額貸与）を受けた場合の返還利率は、次の「基本月額（増額以外の部分）に係る利率」と「増額部分に係る利率」とをそれぞれの貸与額で加重平均した値が適用されます。

基本月額に係る利率 上記 **2** による利率

増額部分に係る利率 「基本月額に係る利率」に0.2%上乗せした利率
 ※ 基本月額に係る利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率。

4 利子

利子は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月（3月貸与終了の場合は4月）の初日から発生し、1か月分の利子を当月の27日に割賦元金（残元金のうち当月に返還すべき金額）と併せて返還します。

(1) 返還据置期間の利子

返還据置期間（※）に発生した利子は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

※ 貸与終了後や在学猶予期間終了後の、返還開始までの期間

(2) 元利均等返還

利子は、元利均等返還の方法によりますので、毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利息の分割額、の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

8 返還期間と返還額

1 返還期間・返還額

奨学金の返還期間・毎月の返還額は割賦方法により決まります。具体的な返還例は21ページ「資料1 奨学金の返還例」をご覧ください。

2 割賦方法

返還金の割賦方法については、次の2つのいずれか1つを、進学後、「返還誓約書」提出時に選択します。

割賦方法	説明
月賦返還	返還総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	返還総額の半分を月賦（毎月）で、もう半分を半年賦（1月と7月の半年に1回）で返還します。月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおよそ3.5倍になります。



「返還誓約書」提出時に選択した割賦方法は、その後は原則として変更できません。

3 繰上返還

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。

なお、利子付き奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子がかかりません。ただし、据置期間利息（上記**4**(1)参照）はかかります。

9 返還が難しいとき

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（5月に貸与を終了した場合は12月に返還が開始します）。貸与が終了する際は、所定の返還手続きを行うことが必要となります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合は、減額返還又は返還期限猶予の救済制度利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

1 救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。減額返還制度、返還期限猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用可能な期間
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	通算15年間 (180か月)まで
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難となった場合に、願出により返還期限を先送りする制度です。	1年以内	通算10年間 (120か月)まで ※願出の事由による
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りする制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※海外の大学院の場合は 1年ごとに上記の「返還期限猶予」の願出が必要	通算10年間 (120か月)まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

2 延滞した場合

延滞の発生

- 延滞金が賦課されます。
※延滞している割賦金（利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

返還の督促

- JASSOが委託した債権回収会社等（※1）が電話による督促を行うことがあります。
※まず、本人へ督促します。
※次に、連帯保証人・保証人へ通知します。

- 返還に応じない場合は、JASSOが委託した債権回収会社が、本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。
※自宅・勤務先に訪問する場合があります。
※連帯保証人又は保証人があなたに代わって JASSOに返還した場合、連帯保証人又は保証人は「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」という）に対して返還金の請求（求償権の行使）はできません。

個人信用情報機関への登録

- 奨学金の返還が延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（※2）への登録対象となります。
- 新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。

JASSOからの一括返還請求

- 督促を受けてもなお返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額を請求します。（期限の利益の喪失（※3））

代位弁済請求

- JASSOから保証機関（協会）に対し、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額について請求を行います。

代位弁済

- 保証機関（協会）が本人に代わり、JASSOへ債務を弁済します。このことを代位弁済といいます。
※保証機関（協会）は、JASSOが持っていた本人の債権を取得します。

保証機関からの請求・督促（※4）

- 代位弁済がなされた場合、保証機関（協会）から、本人に代位弁済額の一括請求を行います。（求償権の行使）

強制執行

- 返済に応じない場合は、保証機関（協会）が強制執行までの法的手続きを行い、給与や財産を差し押さえます。

※1 債権回収会社とは「債権管理回収に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

※2 個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子・延滞金の全額を一括返還請求されます。
督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払い能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

※4 特別な理由がある場合は、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

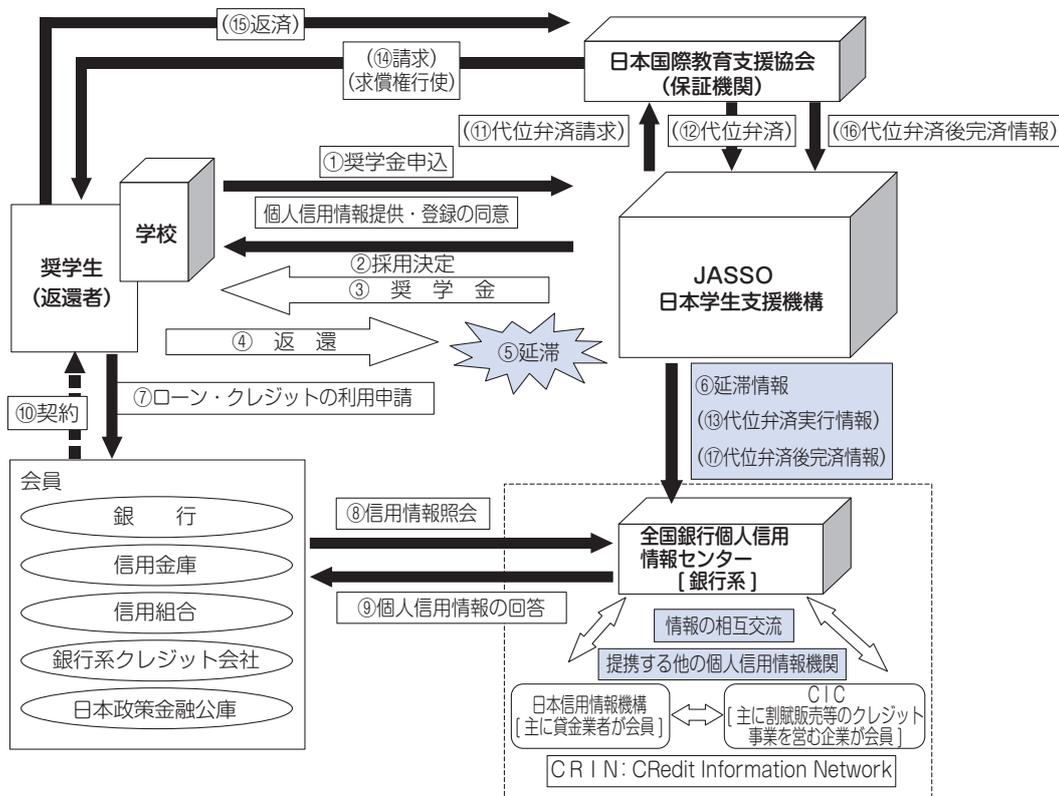
10 個人信用情報の登録と利用等についての同意

多重債務防止の観点から、奨学金の返還を延滞した場合、延滞情報を個人信用情報機関に登録します。奨学金申込時に、個人信用情報の取扱いについて同意する必要があります。同意条項は、申込時に提出する「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に記載されています（次ページにも掲載していますのでご覧ください）。

- ・奨学金の返還が延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関への登録対象となります。
- ・新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人信用情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。
- ・一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞を解消したという情報が登録されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- ・個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※ 個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込み

- ① 奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ② 採用決定
- ③ 奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④ 返還開始
- ⑤ 延滞発生
- ⑥ 個人信用情報機関への延滞情報の登録（延滞3か月以上になった場合）

3. 会員（銀行等）による個人信用情報の利用

- ⑦ ローン・クレジットの利用申請
- ⑧ 会員からの信用情報照会
- ⑨ 個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩ 会員による契約の判断

4. 延滞が続き、代位弁済となった場合

- ⑪ 代位弁済請求
- ⑫ 代位弁済
- ⑬ 個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭ 日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮ 返還者から日本国際教育支援協会への返済
- ⑯ 完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰ 日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

10 個人情報情報の登録と利用等についての同意

以下は、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」に記載されている「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」の内容を拡大して掲載したものです。【様式B】「確認書」に記入する前に、内容をよく確認してください。

【個人情報情報の取扱いに関する同意条項】

機構における個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報機関：(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>

(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

上記の個人情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

第2部

奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ

申込者

申込み

国内の学校から必要書類を受け取り、募集している奨学金の種類・提出期限等を確認してください。
必要書類を国内の学校に提出してください。

採用候補者決定

採用候補者となった人には、国内の学校を通じて「採用候補者決定通知」「進学届」等を交付します。

○ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み

※採用候補者決定通知で「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と通知された人のみ

(進学先の海外大学院から入学許可・合格通知を受け取る)

進学（2026年4月以降）

○ 「進学届」の提出

「進学届」をJASSOへ提出してください。留学計画書、入学許可書、在籍証明書、履修証明書、アカデミックカレンダーの添付が必要です。

採用候補者

採用

「進学届」の提出時期に応じて、奨学金の振込が始まります。

奨学生となった人には、採用月（初回振込のあった月）の下旬を目途に、国内連絡者を通じて「奨学生証」「返還誓約書」等を交付します。

○ 「返還誓約書」の提出

指定の期日までにJASSOが指定する提出先へ提出してください。

- ※ 「返還誓約書」の提出がない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。
- ※ 連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び所定の証明書等の提出が必要です。

(毎月の奨学金の振込)

○ 「奨学金継続願」の提出（貸与終了となる年度を除き毎年冬）

貸与終了

貸与終了時、国内連絡者を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

○ 口座振替の加入手続き

返還開始

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。

(毎月の奨学金の返還（口座から引落し）)

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」をお送りします。

奨学生

(奨学金貸与中)

返還者

(返還中)

奨学金制度

奨学金の手続き

申込手続きと提出書類

様式集

2 採用候補者決定後の手続き

採用候補者に決定した場合、「採用候補者決定通知」等の書類を国内の学校から受け取り、進学時の手続きの準備をします。詳しくは、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった人は、進学前に必要な手続きがあります。

1 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み等したものの利用できなかった世帯の学生に貸与するものです。「国の教育ローン」が利用できた場合、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できませんので、「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退していただくこととなります。

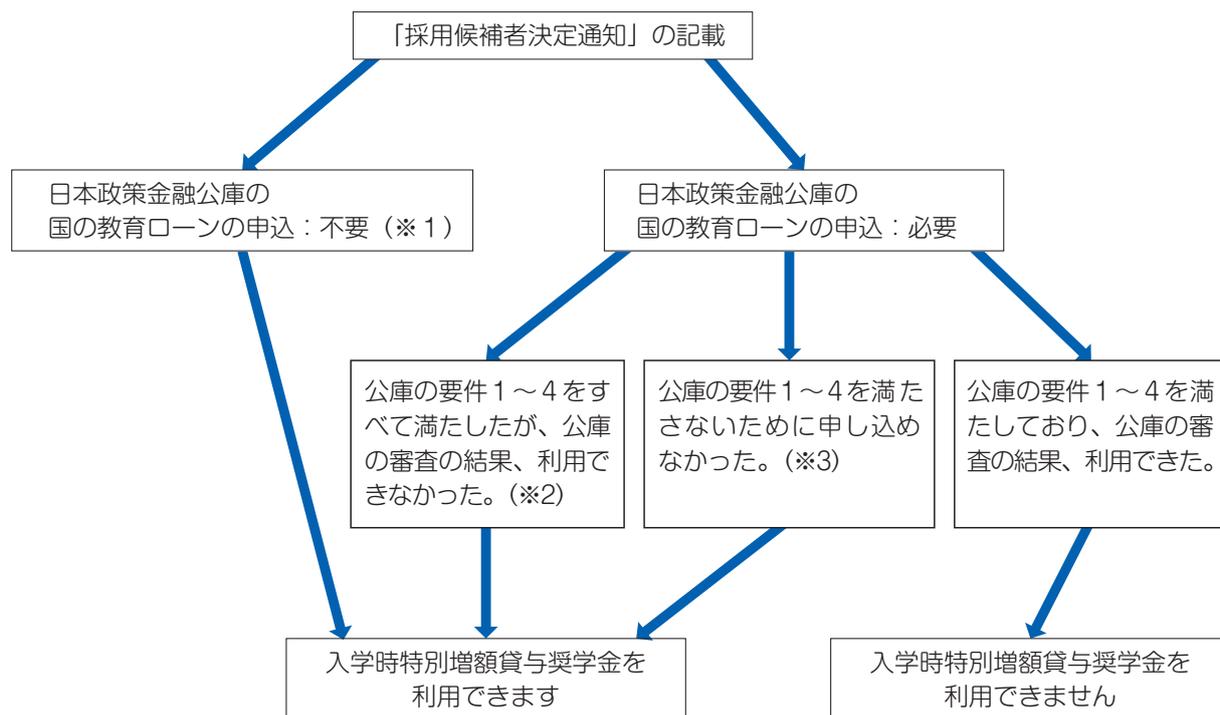
「採用候補者決定通知」で、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み手続きをしてください。

日本政策金融公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと（海外留学の資金として利用される方）
3. 用途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

※最新の情報・詳細は、日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>



※1 予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下（貸与額算定基準額（6ページ）が0円）の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

※2 「国の教育ローン」を申し込んで利用できなかった結果、「融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文」が発行された場合は、当該通知文を大切に保管しておいてください。進学届提出時に記載の日付を入力していただく必要があります。

※3 あなたの保護者等が日本政策金融公庫の窓口、電話、WEB等で申込みできないことを確認した日付を控えておいてください。進学届提出時に当該日付を入力していただく必要があります。

3 進学後の手続き

1 必要書類と「進学届」の提出

進学時に、採用候補者決定時に交付する「第二種奨学金（海外）進学届」等を速やかに（**進学日から3か月以内**に）JASSOに提出してください。進学日以降の提出のみ受付可能です。



期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

提出書類	提出が必要な人
① 採用候補者決定通知書〔提出用〕	採用候補者全員
② 「第二種奨学金（海外）進学届」	
③ 進学先学校の「入学許可書」のコピーとその日本語訳	
④ 進学先学校の「在籍証明書」のコピーとその日本語訳	
⑤ 進学先学校の「履修証明書」のコピーとその日本語訳	
⑥ 「留学計画書」	
⑦ 進学先学校のアカデミックカレンダーとその日本語訳	
⑧ 在留資格等の証明書類	外国籍の人（全員）
⑨ 〔進学前の特例措置適用対象者〕 離職証明書、無給休職証明書等	該当者のみ

2 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出後、不備なく審査が完了した場合、2か月後に奨学金の振込開始となります。各月の奨学金振込日（7ページ）に初回振込分の奨学金が指定の口座に振り込まれますので、ご確認ください。

初回振込後、原則として当該月の下旬を目途に、奨学生としての採用決定に係る書類（「奨学生証」「返還誓約書」等）を国内連絡者宛てに送付します。

3 「返還誓約書」の提出

採用後はJASSOが定める期限内に次の書類を添付した「返還誓約書」を指定の提出先へ提出します。

「返還誓約書」の添付書類（2025年6月現在）
① 奨学生本人の住民票
② 「保証依頼書（兼保証委託契約書）」
③ 連帯保証人の収入に関する証明書類
④ 連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書
⑤ 「保証人の選任に係る事情書」 ※保証人が「採用時に65歳未満の人」でない場合のみ必要
⑥ 「返還保証書」・資産等に関する証明書類 ※連帯保証人又は保証人が「4親等以内の親族」でない場合のみ必要



- ・期限までに提出しなかった場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金することになります。
- ・提出時期になって保証人等から断られることのないよう、奨学金の貸与を申し込む前から依頼する人によく説明して承諾を得ておいてください。

安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル 3 以上の場合は、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル 3 以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域または留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する者は、その住所または居所を管轄する日本の大使館または総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

1 異動手続き（休学、退学、早期卒業・修了、編入学 など）

【休学、退学、早期卒業・修了、編入学する場合の手続き】

在学中に、休学、退学、早期卒業・修了、編入学など学籍上の身分に異動（変更）がある場合は、必ず奨学金の振込を止める手続きが必要です。手続きが遅れ、休学、退学等の後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりませんので、十分に注意してください。

休学、退学、早期卒業・修了、編入学など、学籍上の身分の異動（変更）が判明



異動する月（休学、退学等する月）の 前月 10 日までに異動願（JASSO 所定様式）を提出



上記提出期限を過ぎる場合は、直ちにJASSOへ連絡

※最終在籍月の翌月からの振込を止める必要があります。

※連絡が遅れ、休学、退学等の後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりません。



大学院を早期卒業・修了する場合は、最終在籍月の翌月から奨学金の振込を止める必要がありますので、必ずJASSOへご連絡ください。

【国内連絡者の住所変更があった場合の手続き】

あなたが海外の大学院に進学した後の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。確実に連絡が取れるよう、国内連絡者の住所に変更があった場合は、必ずJASSOへ届け出てください。

2 奨学金継続願

毎年1回、次年度4月以降も引き続き奨学金の貸与を希望することを願い出る「奨学金継続願」を提出する必要があります。「奨学金継続願」については、11月下旬を目途に、国内連絡者へ通知します。



JASSOが定める期限内に提出しなかった場合は、当年度3月迄で奨学金の貸与が終了します。

3 適格認定

「奨学金継続願」の提出後、JASSOにより、奨学生としての適格性が保たれていることが確認された場合は、次年度4月以降も引き続き奨学金の貸与を受けることが可能です。



学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が停止又は廃止（打ち切り）となることがあります。

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

4 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が完了したとき。
辞退	当初の修了予定期よりも早期に大学院を修了するとき。 奨学金が必要でなくなった旨の申出をしたとき。 (奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)
退学	在学する大学院を退学したとき。
廃止	成績不振等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

5 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時は、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、内容を確認してください。同時に、奨学金返還のための口座振替の加入手続きをしてください。

6 奨学金返還中の手続き

返還が困難となった場合や改氏名・住所変更があった場合は、必ずJASSOに連絡して必要な手続きを行ってください。返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

7 奨学金に関する事項の選択・変更時期

奨学金申込み時に選択した事項（「採用候補者決定通知」に記載）は「進学届」提出時に再度選択し直すことができます。「進学届」提出時の選択により内容が確定し、その後の変更には所定の制約や手続きが発生します。

事項	時期	時期						
		申込時	採用候補者決定後	進学届提出時	返還誓約書提出時	貸与中(※1)	貸与終了時	返還中
① 第二種奨学金(海外)の貸与月額(3ページ)		選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可		
② 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額(3ページ)		選択	変更不可	変更可(※2)				
③ 第二種奨学金(海外)の辞退			可	可	不可	可		
④ 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退			不可	可(※2)				
⑤ 進学先学校(4ページ)				届出		(※4)		
⑥ 連帯保証人・保証人(8ページ)		届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑦ 本人以外の連絡先(国内連絡者)(8ページ)		届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑧ 奨学金振込口座(7ページ)		届出	変更不可	変更可	変更不可	変更可		
⑨ 利率の算定方法(10ページ)		選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可		
⑩ 割賦方法(10ページ)					選択(※3)	変更不可	変更不可	変更不可
⑪ 返還金振替口座							届出	変更可

(※1) この表において、貸与中とは「返還誓約書」提出後に限ります。

(※2) 「進学届」提出後は、1回の振込みで貸与終了となる入学時特別増額貸与奨学金に関する変更はできません。

(※3) 「返還誓約書」提出時に選択した「割賦方法」は、その後は原則として変更できません。

(※4) 編入学した場合は所定の手続きが必要です。

資料1 奨学金の返還例

24 か月又は36 か月以外の貸与月数や「月賦・半年賦併用返還」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、JASSOホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。



<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還期間	返還回数	《参考》年利率 1.641%の場合		年利率 3.0% (上限) の場合	
					返還総額	月賦返還額	返還総額	月賦返還額
50,000 円	24 か月	1,200,000 円	12 年	144 回	1,332,438 円	9,253円	1,448,002 円	10,055 円
	36 か月	1,800,000 円	13 年	156 回	2,014,463 円	12,912円	2,202,404 円	14,117 円
80,000 円	24 か月	1,920,000 円	13 年	156 回	2,148,763 円	13,774円	2,349,227 円	15,059 円
	36 か月	2,880,000 円	16 年	192 回	3,299,659 円	17,185円	3,672,102 円	19,125 円
100,000 円	24 か月	2,400,000 円	15 年	180 回	2,728,351 円	15,157円	3,018,568 円	16,769 円
	36 か月	3,600,000 円	20 年	240 回	4,254,303 円	17,726円	4,844,592 円	20,185 円
130,000 円	24 か月	3,120,000 円	18 年	216 回	3,630,578 円	16,808円	4,087,467 円	18,923 円
	36 か月	4,680,000 円	20 年	240 回	5,530,677 円	23,044円	6,297,973 円	26,242 円
150,000 円	24 か月	3,600,000 円	20 年	240 回	4,254,303 円	17,726円	4,844,592 円	20,185 円
	36 か月	5,400,000 円	20 年	240 回	6,381,526 円	26,590円	7,266,917 円	30,279 円

※ 2025 年 3 月貸与終了者の利率（利率固定方式）1.641%を参考にしています。

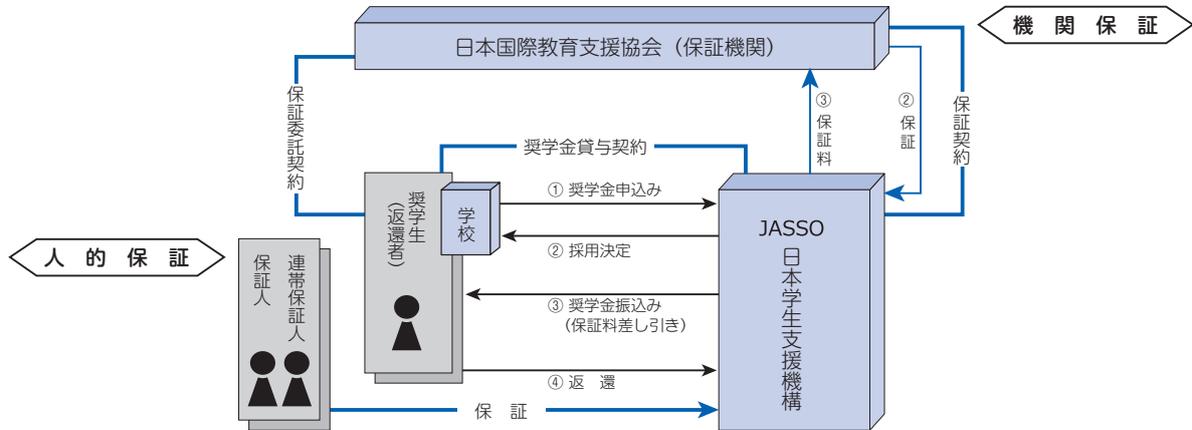
（注1）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

（注2）第二種奨学金の利率は貸与終了時に決定します。利率は、「利率固定方式」「利率見直し方式」どちらの算定方式を選択しても「年 3.0%」が上限です。

資料2 第二種奨学金（海外）の保証制度の仕組み

第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには、機関保証と人的保証（連帯保証人と保証人を選任）の両方の保証が必要です。

【第二種奨学金（海外）の保証制度概要】



○機関保証制度の詳細（人的保証制度は8～9ページをご覧ください）

- ①あなたがJASSOに奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」という）に対し保証委託を申し込みます。
- ②保証機関（協会）が債務の保証をし、JASSOが奨学生として採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要です。
- ③JASSOは、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、JASSOがあなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証機関（協会）は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金、利子及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。
- ④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。JASSOに対し約束どおりの返還をあなたにさせていただきます。

※返還を延滞した場合は、12ページを参照してください。万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関（協会）があなたに代わってJASSOに返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関（協会）があなたに一括返還を求めることになります。



○次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ・奨学金を繰上返済し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ・奨学金返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座です。ただし、死亡による返還免除の場合は、JASSOに「奨学金返還免除願」を申請した方の届け出た口座になります。公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。 <https://kikanhosho.jees.or.jp/>



資料3 保証料（目安）

- ・以下の保証料は、2025年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。
- ・最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、JASSOのホームページでご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/hosho/kikan_hosho/hoshoryo.html



【第二種奨学金（海外）】

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（回）	保証料月額（円）
大学院 全課程	50,000	24	1,200,000	144	1,839
	80,000		1,920,000	156	3,164
	100,000		2,400,000	180	4,496
	130,000		3,120,000	216	6,862
	150,000		3,600,000	240	8,673
	50,000	36	1,800,000	156	1,948
	80,000		2,880,000	192	3,751
	100,000		3,600,000	240	5,695
	130,000		4,680,000	240	7,403
	150,000		5,400,000	240	8,542

【第二種奨学金（海外）と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）】

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	入学時特別増額貸与額（円）	貸与総額（円）	返還回数（回）	保証料月額（円）	入学時特別増額貸与分の保証料額（円）
大学院 全課程	50,000	24	300,000	1,500,000	156	1,979	11,877
	80,000			2,220,000	168	3,384	12,690
	100,000			2,700,000	180	4,499	13,497
	130,000			3,420,000	240	7,519	17,352
	150,000			3,900,000	240	8,676	17,352
	50,000	36		2,100,000	180	2,216	13,296
	80,000			3,180,000	216	4,161	15,606
	100,000			3,900,000	240	5,697	17,091
	130,000			4,980,000	240	7,406	17,091
	150,000			5,700,000	240	8,544	17,088

（注1）保証料は貸与月額、貸与期間（月）、貸与利率、返還期間等により異なります。

（注2）あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。

（注3）保証料は原則としてJASSOが毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。

（注4）入学時特別増額貸与奨学金分の保証料は、同奨学金が交付されるときに1回払いとなります。

資料4 やっかん 保証委託約款

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。（奨学金貸与契約の遵守）

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができるとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。（求償権についての返済期限の猶予）

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。（代位弁済後の完済等の情報の提供）

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本約款は2025年4月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

第3部

申込手続きと提出書類

1 選択・選任事項

事項	選択肢等
①貸与月額	希望する月額を選択します。
②入学時特別増額貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金の希望の有無、金額を選択します。
③利率の算定方法	「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれか1つを選択します。
④奨学金振込口座	あなた名義の奨学金振込口座を指定します。
⑤連帯保証人	原則として、父又は母を選任します。
⑥保証人	原則として、父母以外の4親等以内の親族で、65歳未満の人を選任します。また、本人及び連帯保証人と別生計である必要があります。
⑦本人以外の連絡先（国内連絡者）	原則として、連帯保証人と同一である必要があります。



上記①～⑦は、進学時（進学届提出時）改めて選び直すことができます。

2 申込手続きの流れ

予約採用の申込手続きの流れは次のとおりです。

①申込関係書類の受取・提出期限の確認

学校から申込関係書類を受け取り、書類の提出期限等を確認します。

②提出書類の作成・取得

申込みに必要な書類を作成・取得します。

提出が必要な人	書類	説明 ページ
申込者全員	【様式A】提出書類一覧表	34ページ
	【様式B】確認書	26～27ページ
	【様式C】申込書	28～30ページ
	【様式D①】又は【様式D②】収入関係証明書類 提出台紙	31～32ページ
	収入に関する証明書類	31～32ページ
2025年1月1日時点で申込者 本人（配偶者がいる場合は、 申込者本人又は配偶者）が 海外居住していた場合	【様式E】年収等の実績計算書	33ページ
	海外居住者のための収入申告書	31～32ページ
申込者本人の国籍が「日本 国以外」の人	在留資格、在留期間に関する証明書類 【様式F】在留資格「家族滞在」に係る申告書	5、25ページ
進学前の特別措置適用を 希望する人	【様式G】進学前の特例措置に係る申請書（予約）	7ページ

③書類の提出

ホチキス留めた提出書類一式を学校に提出し、点検を受けます。

④申込手続き完了

3 必要書類

予約採用の申込みで必要となる書類は次のとおりです。「自署」以外の箇所は、入力でも自筆でもどちらでも構いません。様式の記入に鉛筆、こすると消えるペン、修正テープは使用できませんのでご注意ください。

1. 【様式A】「提出書類一覧表」

予約採用の申込みの際に提出する書類の一覧表であり、申込者は全員提出が必要です。
必要書類を調べ終わったら最後に作成（記入）し、他の書類を付けてホチキス留めします。（34ページ）

2. 【様式B】「確認書」

予約採用の申込みに当たって必要事項を確認し、JASSOの諸規程に従うこと等を確認する書類です。
申込者は全員提出が必要です。（26～27ページ）

3. 【様式C】「申込書」

申込者は全員提出が必要です。（28～30ページ）

4. 【様式D①】又は【様式D②】「収入関係証明書類提出台紙」

申込者は全員提出が必要です。（31～32ページ）

5. 収入に関する証明書類

申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）が状況に応じた収入等に関する証明書類として、「令和7（2025）年度所得（課税）証明書」又は「令和7（2025）年度非課税証明書」等の提出が必要です。

申込者は全員提出が必要です。（31～32ページ）

また、生活保護を受給している場合は、「生活保護受給証明書」の提出が必要です。

6. 【様式E】「年収等の実績計算書」

2025年1月1日時点で申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人又は配偶者）が海外居住していた場合は、提出が必要です。（33ページ）

7. 「海外居住者のための収入等申告書」

2025年1月1日時点で申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人又は配偶者）が海外居住していた場合は、提出が必要です。（31～32ページ）

8. 在留資格・在留期限に関する証明書類

外国籍の人（日本国籍でない人）で、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在」のいずれかに該当する場合は、在留資格・在留期限が確認できる書類の提出が必要です。

また、在留資格が「家族滞在」の方は、【様式F】在留資格「家族滞在」に係る申告書も提出が必要です（5ページ）。

4 【様式B】「確認書」の作成・記入例

1 確認書とは

「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」（以下、「確認書」という）とは、奨学金を申し込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する機構の定めに従うことについて確認、同意したことを確約する、重要な書類です。

確認書の裏面に記載の「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」の内容は、本冊子14ページにも記載していますので、よく読んで理解したうえで記入してください。特に、**貸与奨学金は、返還する必要がある**ことを改めて認識したうえで記入してください。

2 記入・署名が必要な人



あなた（申込者本人）の記入・署名が必要です。

3 作成上の注意点

次の注意点をよく読んで、「確認書」内の記入例を参考に作成してください。

- ①「確認書」は、**両面コピー**したものを使用してください。
- ②黒又は青の**消せないボールペン**で記入してください。
×鉛筆や、こすると消えるペンを使用した場合は作成し直しとなります。
- ③**申込者本人が自分で記入・署名**してください。
×「申込者」と別の筆跡に見える等、申込者本人以外の方が書いたように見える場合は作成し直しとなります。
- ④**住所は省略せず**に記入してください。
×「同上」、「〃」等の記入の場合は作成し直しとなります。
- ⑤署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧に**行ってください。
×判読できない場合は作成し直しとなります。
- ⑥記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で消し、余白に正しく書き直してください。
×修正テープや字消し等を使用したように見える場合は作成し直しとなります。

4 提出前の注意点（コピーの保管）

学校へ提出する前に、必ず【様式B】「確認書」（両面）のコピーを取り、「本人控」として、返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

国内連絡者

国内連絡者は、原則、**連帯保証人となる予定の人（原則として、父又は母）**を記入してください。ただし、連帯保証人となる予定の人が国内に在住していない場合は、確実に連絡の取れる別の人（保証人等）を記入してください。貸与中の奨学金の手続きは、全て国内連絡者を通じて行います。

5 【様式C】「申込書」の記入例

記入例

1枚目

【様式C】 2026年度 第二種奨学金(海外)予約 申込書 [海外大学院進学予定者用]

学校記入欄以外は、全て申込者本人が記入してください。

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿		(西暦) 2025 年 8 月 1 日	
私は、学位の取得を目的として留学するに当たり、貴機構の奨学金を申し込みます。本奨学金の貸与が認められた場合は、日本学生支援機構法施行令及びその他の諸規程等に定める規定を遵守し、返還することを確約します。なお、下記の記載事項に相違ありません。			
申込資格		大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程) 卒業(見込)者	
本人	氏名	フリガナ ショウガク マナブ 奨学 まなぶ (申込者本人自署)	性別(任意)※ <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 (西暦) 2003 年 4 月 25 日 T E L 03 - 0000 - 0000
	住所	〒 162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町10-7 (国内住民票(除票)住所)	外国籍の方は在留資格 [定住者]の場合の永住意思※ <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	在学(出身) 学校情報		
学校名	日本学生支援大学	学部・学科 研究科	外国語学部
学種等※	<input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 (<input type="checkbox"/> 修士・ <input type="checkbox"/> 博士) <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校(専門課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 海外大学	卒業(修了)年月※	(西暦) 2026 年 3 月 <input type="checkbox"/> 卒業(修了) <input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了)見込
海外大学院入学(予定)			
入学(予定) 先の課程※	<input checked="" type="checkbox"/> 修士課程 <input type="checkbox"/> 博士課程		
奨学金申込情報			
希望貸与月額※	<input type="checkbox"/> 5万円 <input type="checkbox"/> 8万円 <input checked="" type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> 13万円 <input type="checkbox"/> 15万円		
入学時特別増額貸与奨学金※	※希望する場合は金額も1つ選択してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 希望する (<input type="checkbox"/> 10万円・ <input type="checkbox"/> 20万円・ <input checked="" type="checkbox"/> 30万円・ <input type="checkbox"/> 40万円・ <input type="checkbox"/> 50万円) <input type="checkbox"/> 希望しない		
利率の算定方法※	<input checked="" type="checkbox"/> 利率固定方式 <input type="checkbox"/> 利率見直し方式		
履歴情報 (これまで日本学生支援機構の奨学金の貸与・給付を受けたことがある人は、すべての奨学生番号を記入してください)			
奨学生番号	① 822-04-000000	②	③
連帯保証人	氏名	フリガナ ショウガク マサル 奨学 優	続柄 父 (西暦) 1974 年 6 月 5 日
	住所	〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場4-5-29	電話番号(自宅) 03 (0000) 0000 <input type="checkbox"/> なし 携帯電話番号 080 (0000) 0000 <input type="checkbox"/> なし
保証人	氏名	フリガナ キコウ アキコ 機構 明子	続柄 おば (西暦) 1976 年 4 月 6 日
	住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1	電話番号(自宅) 03 (1111) 0000 <input type="checkbox"/> なし 携帯電話番号 090 (0000) 1111 <input type="checkbox"/> なし

記入日を記入。

日本国籍の場合は未記入で可。

連帯保証人は、原則として「様式B」 「確認書」に記入した「国内連絡者(父又は母)」と同一人。

住民票(除票)と同一の住所を記入。

「印鑑登録証明書」で登録している住所を記入。

奨学金制度

奨学金の手続き

申込手続きと提出書類

様式集

記入例

【様式C】2026年度 第二種奨学金(海外)予約 申込書 [海外大学院進学予定者用]

2枚目

「※」の箇所は、該当するものを✓してください。

申込者本人及び配偶者の状況	漢字氏名		
	奨学 まなぶ		
	2025年1月1日の時点で日本国内に住民票がありましたか※	<input checked="" type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ (海外居住)
	2025年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか※	<input type="checkbox"/>	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	申込み時点の配偶者※	<input checked="" type="checkbox"/>	いる <input type="checkbox"/> いない
	漢字氏名	カナ氏名	生年月日 (西暦)
奨学 和実	ショウガク マナブ	2001 年 5 月 5 日	
配偶者	2025年1月1日の時点で日本国内に住民票がありましたか※	<input checked="" type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/> いいえ (海外居住)
	2025年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか※	<input type="checkbox"/>	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
家庭事情	奨学金を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入してください。		
	2025年1月1日時点での、住民票について回答してください。		
申込者本人の研究情報	あなたの研究題目 (研究分野) を記入してください。		
	あなたの大学院進学の目的と研究計画を記入してください。		
	<海外大学院博士課程入学予定者のみ記入> あなたのこれまでの研究内容 (提出論文・紀要・学術雑誌等の発表論文) について記入してください。		

「記入例」を参照し、申込者本人が必要事項を正しく記入してください。

記入例

【様式C】 2026年度 第二種奨学金(海外)予約 申込書 [海外大学院進学予定者用]

3枚目

奨学金振込口座	A：銀行等（普通預金口座に限る）											
	金融機関名（カタカナ）			該当の金融機関を選択			店名（カタカナ）			いずれかを選択		
				<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 労働金庫					<input type="checkbox"/> 支店		
				<input type="checkbox"/> 信用組合	<input type="checkbox"/> 信用金庫					<input type="checkbox"/> 出張所		
金融機関番号		店番号		預金種目		口座番号(右づめで記入)			口座名義人（奨学生本人名義に限る）			
				1 普通 (総合)								
B：ゆうちょ銀行（通常貯金口座に限る）										・ゆうちょ銀行の「記号」「番号」は、通帳の見開きの最初のページ（表紙裏面）に記載されています。 ・ゆうちょ銀行の「番号」は右づめで記入し、8桁に満たない場合は、頭に「0」をつけてください。		
記号				番号								
1 1 9 6 0				0 1 2 3 4 5 6 1								
		フリガナ		氏名		ショウガク		マナブ				
		漢字		奨学		まなぶ						
奨学金振込口座として利用できる						利用できない						
金融機関	国内の銀行（ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）						農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）					
<input type="checkbox"/> 座	普通預金口座又は通常貯金口座						本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座					

重要確認事項	奨学金の申込みに当たって、以下の事項を全て確認し、理解している場合は☑してください。									
	<input checked="" type="checkbox"/>	①在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。								
	<input checked="" type="checkbox"/>	②奨学金貸与中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が遅れたり、止まったりする可能性があります。								
	<input checked="" type="checkbox"/>	③貸与奨学金の返還が滞ると、延滞金が課されます。延滞が長くなると法的手続き等が行われることがあります。また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する「減額返還制度」や、傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、返還期限を先送りにする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。								
	すべてに☑されていない場合、奨学金の申請を受け付けることができません。									

学校記入欄 ※この箇所は、該当するものを○で囲んでください。

奨学金振込口座の注意

- ◎取扱いが可能な金融機関は、日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）に限られています。
農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）は利用できませんのでご注意ください。また、普通預金口座又は通常貯金口座のみ使用可能で、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座は使用できません。
- ◎「三菱UFJ銀行」以外の英字名称の金融機関は英字部分をカタカナで記入してください。
- ◎濁点、半濁点は1字とします。
- ◎本店に口座を設けた場合は「ホンテン」と記入してください。

学校長名 _____ (※押印不要)

6 【様式D】「収入関係証明書類提出台紙」の作成と収入に関する書類

申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）の収入に関する以下の書類を提出してください。

●2025年1月1日時点で申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）が国内に居住していた場合

必要な書類	提出が必要な人
【様式D①】「収入関係証明書類提出台紙」 「令和7（2025）年度 所得（課税）証明書」 又は 「令和7（2025）年度 非課税証明書」 ※以下の項目の記載があるもの ① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 扶養親族数及びその内訳 ④ 控除等に係る本人該当区分 ⑤ 合計所得金額 ⑥ 総所得金額等 ※「所得（課税）証明書」又は「非課税証明書」は上記①～⑥全ての項目の記載があるものが 必要です。	全員
「生活保護受給証明書」 ※2025年1月1日時点で生活保護（生活扶助）を受けていたことが分かるもの	生活保護受給者 （該当者）



※いずれもコピーでの提出が可能です。

※「令和7（2025）年度 所得（課税）証明書」又は「令和7（2025）年度 非課税証明書」及び「生活保護受給証明書」は、お住まいの市区町村より発行を受けてください。

※「所得（課税）証明書」に②調整控除額の記載がない場合は、0円で審査します。また、「生活保護受給証明書」に扶助の種類記載がない場合は、生活保護を受給していないものとして判定します。

●2025年1月1日時点で申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人又は配偶者）が海外居住していた場合

①【様式D②】「収入関係証明書類提出台紙」

② 申込者本人（配偶者がいる場合は、申込者本人及び配偶者）の収入等の証明書

証明書の詳細については、32ページの「◎収入等の証明書類（海外居住者がいる場合）」で確認してください。

③【様式E】「年収等の実績計算書」

海外居住者の2024年（1月～12月）の収入等の計算過程を明確にするための様式です。必要事項を記入したものを提出します。33ページの記入例を確認のうえ記入してください。

④「海外居住者のための収入等申告書」

2024年（1月～12月）の収入等を申告し、審査に必要な値を算出するための専用ツールです。

以下JASSOのホームページよりダウンロードしてパソコン上で必要項目を入力し、印刷したものを提出します。国内居住者の方は、所得（課税）証明書等より必要金額を入力します。

「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」は、JASSOのホームページからダウンロードして必要事項を入力し、印刷したものを提出してください。



国内の大学等を通して第二種奨学金（海外）予約採用に申し込む

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai_yoyaku/2shu_kaigai/gakko.html

◎収入等の証明書類（海外居住者がいる場合）

証明書類	必要書類の詳細	
	2025年1月1日時点で海外居住していた (日本国内に住民票がなかった)者	左記に該当しない人 (国内に居住していた者)
2024年 (1月～12月) の 収入等の 証明書類	<p>2024年(1月～12月)の収入等として該当するいずれかの証明書類の提出が必要です。 (複数該当する場合は全て) ※いずれも日本語訳を付記してください。</p> <p>・給与収入があった場合 2024年1月～12月まで(準備できない場合は2024年10月～12月まで)の給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です。</p> <p>・公的年金等の収入があった場合 2024年の1年間の受給金額が分かる通知書等(年金証書等月額が分かるもの)</p> <p>・給与・年金以外の所得があった場合 2024年1月～12月まで(準備できない場合は2024年10月～12月まで)の帳簿</p> <p>・無収入だった場合 海外居住地の自治体や税務署が発行する2024年の1年間の無収入の証明書 (無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書)</p>	<p>「令和7(2025)年度 所得(課税)証明書」 又は「令和7(2025)年度 非課税証明書」</p> <p>※以下の項目の記載が必要です。</p> <p>①給与収入額(給与と所得がある場合) ②所得の内訳ごとの金額(給与以外の所得がある場合) ③無収入の場合は合計所得金額(0円) ④課税標準額 ⑤調整控除額 ⑥扶養親族数及びその内訳 ⑦控除等に係る本人該当区分 ⑧合計所得金額 ⑨総所得金額等</p> <p>※⑤調整控除額の記載がない場合は0円で審査します。</p> <p>(該当する場合のみ) 「生活保護受給証明書」 ※扶助の種類に記載がない場合は、生活保護を受給していないものとして判定します。</p>
障がい者控除の 証明書類	(該当する場合のみ) 障害者手帳のコピー 等	



- ①「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額(控除前の金額)です。
「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。
- ②無収入の場合は、海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入証明書の提出が必要です。無収入であることが分かる証明書類の提出ができない場合は、奨学金に申し込みません。
- ③障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、申告にかかわらず、該当者がいないものとして取り扱います。

7 【様式E】「年収等の実績計算書」の記入例

記入方法（以下の「記入例」も併せて確認してください）

- (1) 「収入分類」欄にあてはまるもの1つに✓をつけてください。また、給与収入の場合は賞与の有無に✓をつけてください。
- ※「給与・年金以外の所得」には、事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得等が該当します。
- (2) 「会社名」欄に、(3) 収入月において勤務していた（事業を営んでいた）会社名等を記入してください。就労していない等により無収入であった場合は「無収入」と記入してください。
- (3) 「収入月」欄には(1)の収入があった月、又は無収入であった月に✓をつけてください。✓をつけた期間の証明書類をすべて提出してください（外国語の書類の場合は簡単な日本語訳をつけてください）。
- 給与→2024年1月～12月まで（準備できない場合は2024年10月～12月まで）の給与明細書又は勤務先が発行する2024年の年収証明書等（年収証明書を提出する場合は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です）
 - 年金→2024年の1年間の受給金額が分かる通知書等（年金証書等月額が分かるもの）
 - 給与・年金以外の所得→2024年1月～12月まで（準備できない場合は2024年10月～12月まで）の帳簿等
 - 無収入→居住国の公的機関が発行する2024年の1年間の無収入証明書等
- ※無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書が必要です。
- ※無収入の場合で無収入であることの証明ができない場合は申し込むことができません。
- (4) 「金額」欄に合計額を記入し、現地の通貨単位を記入してください。
- 給与収入・・・給与支払額（税の控除前）の合計を記入（賞与を含む）
 - 年金収入・・・年金支給額の合計を記入
 - 給与・年金以外の所得・・・所得（＝売上－経費）の合計を記入

2024年1月～12月までの収入・所得が以下のような場合の例

- 2024年1月～7月・・・日本国内に居住し〇〇商店を運営し給与・年金以外の所得があった
- 2024年8月～9月・・・就労しておらず無収入であった
- 2024年10月～12月・・・海外に居住し給与収入があった

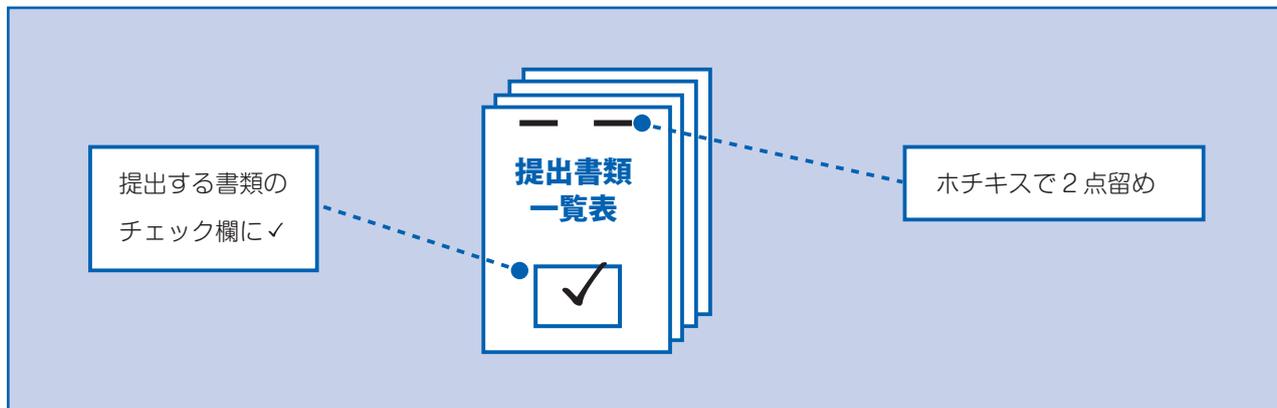
記入例

①	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input checked="" type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を✓	2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓
	(2) 会社名等	〇〇商店	(4) 金額	512,448（通貨単位：日本円）
②	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input checked="" type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を✓	2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ✓ ✓
	(2) 会社名等	無収入	(4) 金額	0（通貨単位：日本円）
③	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入（賞与 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を✓	2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ✓ ✓ ✓
	(2) 会社名等	×× Motor Co., Ltd.	(4) 金額	20,000（通貨単位：US\$）
④	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※(1)の収入分類に該当する月を✓	2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
	(2) 会社名等		(4) 金額	（通貨単位：）

8 【様式A】「提出書類一覧表」の作成（必要書類の提出）

1 必要書類の提出（あなた→学校）

必要書類が全てそろったら、【様式A】「提出書類一覧表」に必ずチェックを記入し、必要書類がそろっているか確認したうえで、学校へ提出してください。



書類の送付先

書類は学校でとりまとめ、学校からJASSOへ提出します。

【第二種奨学金（海外）に係る書類の送付先（学校→JASSO）】

〒104-8173 東京都中央区銀座6-18-2

日本学生支援機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

ご案内



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp/>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページで、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まず、ホームページをご覧ください。

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



スカラネット・パーソナル（スカラネットPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧ができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。

<https://www.shogakukinsupport.jp/>



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページで確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html>



企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>



申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



ナビダイヤル

0570-666-301

「ナビダイヤル」
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00（土・日・祝日・年末年始を除く）